

令和2年3月30日
企画財政課管財係

最低制限価格の計算式の変更について（建設工事）

1. 最低制限価格の計算式について

大河原町では令和2年3月30日付の公告により、最低制限価格の計算式について、平成31年3月28日付の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に準じ、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（①～④）の合計額を最低制限価格としました。

ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じた額を、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額を最低制限価格とします。

- ①設計額の直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②設計額の共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③設計額の現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④設計額の一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2. 大河原町が指定する競争入札の特例

「1. 最低制限価格の計算式について」にかかわらず、大河原町が指定する競争入札については、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で割合を定め、当該割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とします。

3. 対象工事について

令和2年3月30日以降の入札公告又は指名通知において、最低制限価格を設けると記載した工事に適用されます。

【問い合わせ先：大河原町企画財政課 0224-53-2112 内線222】